西東京市地域自立支援協議会設置要綱

第1 設置

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号。以下「法」という。)第89条の3の規定に基づき、障害者及び障害児へ の支援の体制の整備を図るため、西東京市地域自立支援協議会(以下「協議会」 という。)を設置する。

第2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項について調査、協議及び評価を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 法第5条第16項に規定する相談支援、法第77条第1項第3号に規定する地域生活支援事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に係る中立性・公平性の確保及び困難事例等への対応に関すること。
- (2) 法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項 に規定する市町村障害児福祉計画及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)第 11条第3項に規定する市町村障害者計画に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17 条第1項及び第2項に規定する事務に関すること。
- (4) その他障害福祉施策に関して市長が必要と認めること。

第3 組織

協議会は、次に掲げる委員16人以内をもって組織し、市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健及び医療関係者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 教育関係者
- (5) 福祉関係者

第4 任期

委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 構成

協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第7 作業部会

協議会は、作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関し必要な事項は、別に定める。

第8 関係者の出席

会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

第9 庶務

協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成19年5月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成30年3月31日までの間に依頼する委員の任期は、第4の規定にかかわらず、当該依頼の日から平成32年3月31日までとする。